

氏名(本籍地)	郝海燕(中国)		
学位の種類	博士(社会福祉学)		
報告・学位記番号	甲第440号(甲(福)第62号)		
学位記授与の日付	平成30年3月25日		
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当		
学位論文題目	中国農村部における村幹部の地域高齢者に対する支援役割と機能 —江蘇省A鎮の調査をもとに—		
論文審査委員	主査	教授	野村豊子
	副査	教授	Dr.of Education 志村健一
	副査	教授	博士(社会福祉学) 稲沢公一
	副査	日本女子大学教授 博士(社会福祉学)	沈 潔

【論文審査】

本論文は中国農村部における高齢化の進行を背景とする農村部高齢者の多様な課題に対して、制度・社会サービスの対応は限られている中で、従来から農村部では、唯一の支援主体である村幹部が村民に対して多面的なサービスを提供してきた。しかしながら、村幹部の高齢者に対する支援実態の詳細は明らかになっていない。本論文では中国農村部における村幹部による地域高齢者への支援実態とその影響要因を明らかにし、そのうえで、村幹部の役割・機能について考察している。具体的には次の4点の研究枠組みをもとに検討している。第1に、農村部地域で生活する高齢者が直面する課題を社会保障制度実施上の課題と生活課題に分けて整理する。第2に、これらの課題に対する村幹部の支援実態を明らかにする。第3に、村幹部の支援実態に影響を与えている要因を明らかにする。第4に、実態からみた村幹部の役割・機能について考察する。中国農村において農村部高齢者の多様な支援ニーズおよび制度上の要請に対して行われている村幹部の支援実態の検討は極めて限られている。本論文の意義は、中国農村における村幹部による高齢者支援に関して、膨大な先行研究の精査を踏まえ、中国農村の歴史的社会的背景を縦軸にし、村幹部の機能と役割の変遷を横軸とし、現状の村幹部へのインタビュー調査による質的研究と質問紙調査による量的研究を基に、精緻で独創性あふれる論証を展開している。その成果は、農村地域福祉および高齢者福祉における多様な課題解決への方策に貢献できるものである。

本論文の章別構成は以下の通りである。

【論文の章構成】

序章 研究背景・研究目的・研究方法・研究意義・本論の構成および構造図

第1章 中国農村部における社会保障制度実施上の課題と農村部高齢者に関する生活課題

第2章 中国農村部における村幹部の歴史の変遷と仕事および役割

第3章 中国農村部の高齢者に対する村幹部の支援実態および役割・機能

第4章 農村部高齢者に対する村幹部の支援実態および影響要因

第5章 総合的考察

終章 本論の結論・今後の課題

【概要】

序章 研究背景・研究目的・研究方法・研究意義・本論の構成および構造図

中国の高齢化は急速に進展しており、農村部においても例外ではない。農村部の高齢化には、高齢化率が都市部より高いこと、後期高齢者の人口規模が大きいこと、「空巢老人」が多いこと、「失能老人」が多いこと、の4つの特徴がある。農村部高齢者に対して、社会保障制度の機能は不十分であり、伝統的な家族扶養の機能と土地による生活保障の機能が弱まる中で、多くの農村部高齢者は経済的問題や病気治療の問題、孤独の問題、などの多様な課題を抱えている。これらの課題は、農村部の現状の制度、および社会サービスでは十分に対応することができず、従来農村部では、唯一の支援主体である村幹部が、農村部高齢者を含む村民にサービスを提供してきた。村幹部とは、「農村部における村民委員会もしくは党支部のリーダーであり村民から認められた一定の管理機能を果たす者を指す。具体的には党支部の書記および委員、村民委員会の主任、副主任、会計、村民委員会の下に置かれる各委員会の委員、村民小組の組長が含まれる」とされる。国の制度上では、村幹部には農村部の特殊な高齢者（留守高齢者や一人暮らし高齢者、貧困状態にある高齢者、障害のある高齢者など）に対する支援が求められており、村幹部には高齢者への多様な支援が期待されていることが示されている。

第1章 中国農村部における社会保障制度実施上の課題と農村部高齢者に関する生活課題

本章では、①中国農村部における社会保障制度実施上の課題、および制度上に定められる村幹部への要請、②農村部高齢者に関する生活課題、および諸制度上に定められる村幹部への要請に関して以下のような論点が明らかになった。

社会保障制度実施上の課題、および諸制度上に定められる村（幹部）への要請について、新型農村社会養老保険、新型農村合作医療保険、農村五保供養制度、農村最低生活保障、農村医療救助、農村部高齢者福祉の制度実施上の課題と諸制度上に定められる村幹部への要請が確認された。例えば、新型農村社会養老保険には、高齢者の不信感や財源不足等の

課題があり、この制度では、実施状況の公開や保険料の拠出等を要請している。

農村部高齢者に関する生活課題、および諸制度上に定められる村(幹部)への要請について、家族扶養の課題、社会参加の課題、子女の出稼ぎによる特殊な課題、失地農民の課題、という4つの課題、および関連する諸制度上に定められる村幹部への要請が確認された。例えば、家族扶養には、経済的扶養や日常生活上の世話、精神的な慰藉、高齢者虐待等に課題があり、関連する諸制度では、サービス提供や暴力・虐待の制止・調停等を要請している。

第2章 中国農村部における村幹部の歴史の変遷と仕事および役割

本章では、第1に、歴史・制度で新中国成立から現在に至るまでを郷村政権期(1949-1957年)、政社合一期(1958-1982年)、郷政村治期(1983年-現在)、の3つの時期に分けて、村幹部の仕事内容および役割の変遷を示した。郷村政権期は土地改革段階(1949-1953年)と農業合作化運動段階(1949-1957年)の2つの段階に分けられる。郷政村治期は、村民委員会の創設段階(1983-1987年)、村民委員会の普及段階(1988-1998年)、村民委員会の展開段階(1999年-現在)の3つの段階に分けられる。第2に、研究動向から、村幹部の仕事内容、動機づけ、仕事の困難性、およびそれらの影響要因を整理する。各時期における村幹部の主な仕事内容は、郷村政権期の土地改革段階の土地分配から、農業合作化運動段階の農民生産活動の管理へ、政社合一期においては生産大隊内のすべてのことの管理・生産隊内の生産活動の管理と労働報酬の分配へ、郷政村治期の村民委員会の創設段階においては社会治安の維持へ、村民委員会の普及段階においては農業税費の徴収、計画生育政策の実施へ、村民委員会の展開段階においては土地徴用の実施、救助救済の実施へと変化してきた。各時期における村幹部の役割は、郷村政権期の「政府の代理人」と「村民の代理人」から、政社合一期の「政府の代理人」と「村の管理人」へ、郷政村治期の村民委員会の創設段階の「政府の代理人」と「村民の代理人」へ、さらに、村民委員会の普及段階と村民委員会の展開段階における「政府の代理人」と「村民の代理人」と「私利を謀る代理人」へと変化してきた。次に、研究動向を検討し、第1に、村幹部の仕事内容の影響要因は、社会的背景、動機づけ、村幹部の個人属性であること。第2に、村幹部の動機づけの内容は、金銭、名誉、権力、達成、帰属、貢献動機であり、その影響要因には個人属性と地域経済の発展状況があること。第3に、村幹部の仕事の困難性は、困難性の原因と困難性の内容に分類することができた。

以上の検証により、①現在に至る村民委員会の展開段階において、高齢者を含む村民に対する村幹部による支援内容と村幹部の役割を検討すること、②村幹部が農村部高齢者に対して支援する際に、支援の内容、動機づけ、困難性の内容とそれらに影響を与える要因についての実証研究が必要であることが示された。

第3章 中国農村部の高齢者に対する村幹部の支援実態および役割・機能

本章では、村幹部による農村部高齢者への支援実態をインタビュー調査から明らかにし、村幹部の役割・機能を考察している。調査は、2013年8—9月にかけて、江蘇省 A 鎮における12村のうちの6村の「三主幹」（書記、主任、会計）の中から1名ずつ合計6名を対象に半構造化インタビュー調査を実施した。得られたデータは KJ 法を用いて分析した。

分析の結果、以下の7点が明らかになった。①村幹部は農村部の高齢者問題に対してシステム、地域、虐待の問題があると意識している。②村幹部はそれらの問題に対して制度、地域、家族問題の解決策を講じている。③支援にあたって、村幹部は制度、地域、家族の困難性を抱えている。④村幹部は長期目標として制度、地域、家族への期待を有している。⑤使命・やりがいはいずれの解決策に肯定的な影響を与えている。⑥社会の冷たい目は虐待の問題が表出できないように機能し、村幹部の家族問題に対する解決策が期待されている。⑦党員は村幹部の解決策の実行を補助している。また、村幹部による農村部高齢者への支援実態から、村幹部は制度実施機能、生活基盤整備機能、代弁機能、虐待調停機能、日常生活支援機能を担っていることが明らかになった。

第4章 農村部高齢者に対する村幹部の支援実態および影響要因

本章では、第3章で明らかにした村幹部による農村部高齢者への支援実態に影響を与える要因について検討を行っている。①村幹部の個人属性、担当初期のやる気、村財源という3つの独立変数と、担当初期の目的、支援意識、支援回数、支援困難性、今後の期待という5つの従属変数を設定し、その影響を分析する。②従属変数間の関係性を分析する。質問紙調査は2014年8—9月にかけて、江蘇省 A 鎮における村幹部全員121名（有効回答118、回収率97.5%）を対象として実施された。

単純集計の結果から、村幹部の支援実態について、以下の5点が明らかになった。①担当初期の目的は達成・権力目的が貢献目的より高かった。②支援意識は緊急時の対応、社会保障の対応、土地紛争の調停、家庭紛争の調停、環境・組織の整備の順に高かった。③支援回数は土地紛争の調停、社会保障の対応、家庭紛争の調停、緊急時の対応、環境・組織の整備の順に高かった。④支援困難性はサービスの不利用、調停仕事の困難さ、担い手・保障の不足の順に高かった。⑤今後の期待は高齢者の自立、財源・人材・権限の充実、法律の具体化・改正、施設・サービスの整備の順に高かった。

平均の比較（t 検定と一元配置分散分析）によって、村幹部の個人属性、担当初期のやる気、村財源という3つの独立変数が従属変数に与えている影響について、経験年数と担当初期のやる気は、すべての従属変数に影響を与えている要因であり、その次は学歴であった。相関分析により、従属変数間の関係性について、以下の5点が明らかになった。①社会保障対応回数が多ければ担当初期の貢献目的、社会保障の対応意識、環境・組織の整備意識、担い手・保障の不足の困難性、財源・人材・権限の充実への期待、法律の具体化・

改正への期待が高くなる。②緊急時の対応回数が多ければ調停仕事の困難さ、(高齢者)サービスの不利用、高齢者の自立への期待が高くなる。③家庭紛争の調停回数が多ければ緊急時の対応意識、家庭紛争の調停意識が高くなる。④土地紛争の調停回数が多ければ緊急時の対応意識、土地紛争の調停意識が高くなるが、施設・サービスの整備への期待が低くなる。⑤環境・組織の整備回数が多ければ担当初期の貢献目的、環境・組織の整備意識、財源・人材・権限の充実への期待が高くなる。

第5章 総合的考察

本章では、第1章から第4章までの先行文献検討ならび実証調査を元に、①各時期における村幹部の主な仕事内容と役割、②社会保障制度実施上の課題および農村部高齢者の生活課題に対する村幹部の支援、③農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能および影響要因、の3点について考察されている。

第1に、各時期における村幹部の主な仕事内容と役割は、時期、段階、社会変動、村の管理体制、土地所有制という枠に加えて、村幹部の主な仕事内容が明記され、村幹部の役割の複雑性が検証されている。

第2に、村幹部は農村部の社会保障制度実施上の課題と高齢者に関する生活課題に対して、社会保障の対応、家族紛争の調停、環境・組織の整備、緊急時の対応、土地紛争の調停の支援を行っていることが明らかになった。調査結果から以下の3点の知見が得られた。①村幹部は農村部の社会保障制度実施上の課題に対して社会保障の対応を行っている。この支援によって社会保障制度実施上の課題の一部は解決されていることが確認できたが、残されている課題もある。例えば、新型農村社会養老保険実施上の課題については認識の低さや高齢者の不信感等が緩和されていたが、保障機能の弱さや財源不足等の課題が残されている等である。②村幹部は農村部高齢者の生活課題に対して家族紛争の調停、環境・組織の整備、緊急時の対応、土地紛争の調停等の支援を行っている。これらの支援によって、農村部高齢者の生活課題の一部は解決されていることが確認できたが、家族の経済的扶養に関する課題等は解決困難であった。諸制度上の要請については、高齢者合法权益の擁護や家庭暴力・虐待への制止・調停等に応えていたが、高齢者ニーズの把握や社区サービスの発展等に答えられていなかった。村幹部に十分な権限がないことと、制度の要請が村幹部の能力を超えていることが理由として挙げられている。③村幹部は先行文献で触れられていなかった課題に対しても支援を行っている。社会保障の対応として、社会優恤制度の実施、環境・組織の整備として、法律の宣伝、環境の改善、村経済発展、税費徴収、緊急時の対応として、自然災害後の安否確認と高齢者急病時の連絡、土地紛争の調停として、村民同士の間で起こった畑境界の紛争調停と村民・村の間で起こった自留地の紛争調停などの支援を行っていた。上述の支援(社会保障の対応、家庭紛争の調停、環境・組織の整備、緊急時の対応、土地紛争の調停)について、制度レベル、地域レベル、家族レベ

ルに分けて考察し、村幹部は農村部高齢者のために個人・家族から制度まで幅広い支援を行う有力な地域リーダーであると指摘している。

第3に、農村部高齢者への支援実態からみた村幹部の役割・機能について、次の3点にまとめている。①村幹部は制度実施機能、危機介入機能、代弁機能、生活基盤整備機能、日常生活支援機能を担っている。②上述の機能は「二重役割」から考えると、制度実施機能は、「政府の代理人」にあたり、危機介入機能や生活基盤整備機能、日常生活支援機能は「村民の代理人」にあたると考えられる。代弁機能は「政府の代理人」と「村民の代理人」の2つにあたる機能である。③上述の機能は行政への協力機能と自治機能から考えると、制度実施機能は行政への協力機能、危機介入機能・生活基盤整備機能・日常生活支援機能は自治機能、代弁機能は行政への協力機能・自治機能に該当することが示された。

村幹部の機能に影響を与える要因について、村幹部は農村部高齢者を支援するにあたり、「村民の代理人」より「政府の代理人」の役割を担っていることが明らかになった。また、制度実施機能には、貢献目的が高い村幹部の選挙と社会保障の対応意識の向上等、代弁機能には、退職の保障体制の整備と土地紛争の調停意識の向上等、危機介入機能には、村幹部間のスーパビジョンと調停仕事の困難さの軽減等、生活基盤整備機能には、環境・組織の整備意識の向上と村財源・人材・権限の充実等、日常生活支援機能には、家庭紛争の調停意識の向上と緊急時の対応意識の向上等が求められることが検証された。

さらに、調査によって明らかになった村幹部の支援困難性と今後への期待から、高齢者とともに支援者である村幹部に対する支援も重要であると指摘している。

終章 本論の結論・今後の課題

本論文では、村幹部の仕事内容と役割が、郷村政権期、政社合一期、郷政村治期の各時期で変化してきたことを明らかにした。現在に至る郷政村治期の村民委員会の展開段階において、村幹部は農村部の社会保障制度実施上の課題と高齢者に関する生活課題に対して、社会保障の対応、家庭紛争の調停、緊急時の対応、土地紛争の調停、環境・組織の整備等の支援を行っていた。これらの支援から村幹部は、制度実施機能、日常生活支援機能、危機介入機能、代弁機能、生活基盤整備機能を担っていることが明らかになった。

今後の課題として、以下の6点があげられている。第1に、研究結果を一般化するために中国の多くの農村部地域で実証研究を行なうことが必要である。第2に、文献研究を踏まえ、調査地域の農村部高齢者が抱えている課題に関する実証研究が求められる。第3に、村幹部の担当初期の意図・意欲を加えて質問紙を設定することが必要である。第4に、農村部高齢者を対象別に研究し、地域における困難事例などに対する村幹部の支援プロセスの実践的な研究が求められる。第5に、村幹部が多く行っている支援に対して、本人・家族、村幹部の双方向からの評価が求められる。第6に、中国国内における他の農村部村民委員会と都市部居民委員会（社区）における地域リーダーの比較研究が必要である。また、日

本を含む国外の諸国の農村部の地域リーダーとの比較の視点を設けることも課題である。

【本論文の評価できる点】

第1に、中国農村部における大きな社会的課題を高齢者生活支援に対する村幹部の役割と機能という切り口から明らかにしたことは、村幹部に関する研究が極めて限られている中で貴重な研究であると同時に、独創性に溢れた研究として高く評価できる。

第2に、村幹部に対してのインタビュー調査と広範な地域の村幹部層への質問紙調査に基づく実証研究によって、農村部高齢者の生活支援に対する村幹部の支援実態や課題、およびその役割と機能を明示したことは、理論的にも、また実践的にも大きな意義があると考えられる。さらに、研究目的を達成するために用いた研究方法の丁寧な検討と精緻な分析手続きは、実践的な論証の根拠を適切に示すものとして高く評価できる。

第3に、本論文で真摯にかつ丁寧に応用されている日本社会福祉研究の手法、および問題意識を持ちながら、中国固有の課題を取り上げて検証することは、日本と中国が共有する知的な財産の構築に積極的な意味があると評価できる。

【本論文の限界と課題】

審査の過程、および公聴会等を通して、今後に向けてより検討が望まれる点として、社会保障の課題と生活の課題に関する課題の分類と整理は、必ずしも明確となっていないことが指摘された。例えば、マクロ的な社会保障の課題とミクロ的な生活の課題の間に、メゾ的な課題を加えることでより説得力が加わるであろう。具体的には、「社会参加」「失地問題」は、メゾ的な課題として整理したほうがよいと考えられるが、本論文では生活の課題に分類されている。また、インタビュー調査の質的な分析において、静態的な分析が重視されており、より動態的な分析の展開も今後の課題として挙げられた。

【審査結果】

以上、茆海燕氏論文の内容および学位審査委員会における議論を要約したが、審査委員は厳正な審査を行なった。その結果、博士学位(甲)請求論文「中国農村部における村幹部の地域高齢者に対する支援役割と機能—江蘇省A鎮の調査をもとに—」は、福祉社会デザイン研究科(社会福祉学専攻)博士学位審査基準に照らし、妥当な研究内容であると認められる。

本審査委員会は、全員一致の基に、茆海燕氏の博士学位(甲)請求論文は、本学博士学位(社会福祉学)を授与するに相応しいものであるとの判断に達し、ここにその旨報告する。